秋津地区の大地震に対応した

秋津地区自主防災会

災害活動マニュアル

----------目　次----------

１災害活動マニュアルの目的

２災害発生時からの時間経過による対応

３災害対策本部の設置

・　災害対策本部立ち上げの時期
・　災害対策本部の決定内容
・　対策本部の設置場所、開錠

４災害対策本部長、

副本部長の役割

５災害対策本部組織図

６各班の活動内容

・総務班
・情報収集・広報班
・物資・調整班
・避難・救護班
・ボランティア班
・地域ボランティアおよび団体

■自主防災会・秋津地区自主防災会・ボランティアの役割分担

■ 秋津地区自主防災会　平時の活動

平成２５年６月１日

1. 災害活動マニュアルの目的

秋津地区自主防災会は災害時において秋津地区災害対策本部として行政・防災機関との連携に努め、秋津地区内の人的被害を最小限に止め、各自主防災会相互の調整、情報収集と救護、避難所運営が重要な役割を果たす。

この活動マニュアルは、大地震や風水害等の災害が発生した場合に備え、秋津地区自主防災会の災害発生時の行動についてとりまとめたものである。災害対策本部の設置、本部長の役割、災害時の各班による活動内容、役割分担を明確化にすることを目的として作成したものである。

2. 災害発生時からの時間経過による対応

時間経過	担当団体	活動内容
地震発生時	各自主防災会	・住民相互の安全確認、 ・救助、応急手当、初期消火 ・津波の高さに対応した避難誘導
避難所にて	各自主防災会	・避難誘導 ・避難者の確認
避難所にて（概ね３日間を想定）	災害対策本部	ボランティア参加・登録 避難所開錠・開設 避難者名簿作成 負傷者の応急手当 必要資材の調達 防寒具・水･食料の配布 救援物資の仕分け･配布
長期避難体制の確立	緊急対応を超え長期避難が継続する場合は連合町会、まちづくり会議ほか関係機関が協議し、長期避難に応じた体制を確立の上、活動するものとする。	

3. 災害対策本部の設置

（a）災害対策本部立ち上げの時期

下記の事態が発生した場合、秋津小学校コミュニティ諸室に災害対策本部を立ち上げるものとする。

- 秋津地区に**震度5弱以上**の地震や大規模災害が発生した時
- 習志野市に大津波警報の発令された時
- 習志野市より設置が指示された時
- 秋津小学校が避難所に指定され、周辺住民等が避難した時
- 災害対策本部長及び、その代理が必要と判断した時
- その他、状況に応じて設置を決定する。

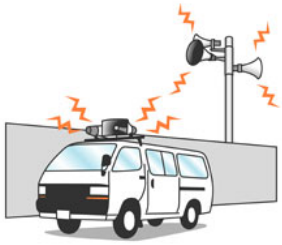

災害対策本部の設置が決定された場合、担当員は、**秋津小学校コミュニティ事務室**に集合する。但し、大津波などで秋津小学校に設置が不可能な場合は、別の場所に設置するものとする。対策本部員は、本部長、副本部長及び会員で概ね５～１０名が集合した時、直ちに編成を開始する。

（b）災害対策本部の決定内容

災害対策本部は、次に関することを決定する。

- 対策本部体制の配備及び廃止に関すること
- 災害関連情報の伝達等に関すること
- 地域住民の避難・誘導の支援、統括に関すること
- 地域住民の救護の支援、統括に関すること
- 避難所の運営に関すること
- 地域の復旧・復興に関すること
- その他災害等に関すること

（c）対策本部の設置場所、開錠

- 秋津小学校内に災害対策本部が設置された時は、**コミュニティルームの全室**を対策本部に開放する。
- 鍵は別紙　鍵保管者より貸与し、対策本部閉鎖後は鍵保管者へ返却する。

4. 災害対策本部長、副本部長の役割

- 秋津地区自主防災会会長は上記の大地震等の災害時において、災害対策本部長となり、副会長が副本部長となる。
- 本部長は災害発生時には、災害対策本部を代表し、活動の指示や統括を行なう。
- 市など防災機関との連絡・調整、他の関係機関への要請等を行う。
- その他必要に応じて本部長が任命する。
- 副本部長は本部長を補佐し、本部長が不在あるいは事故等がある場合は副本部長が職務を代行する。

5. 災害対策本部組織図

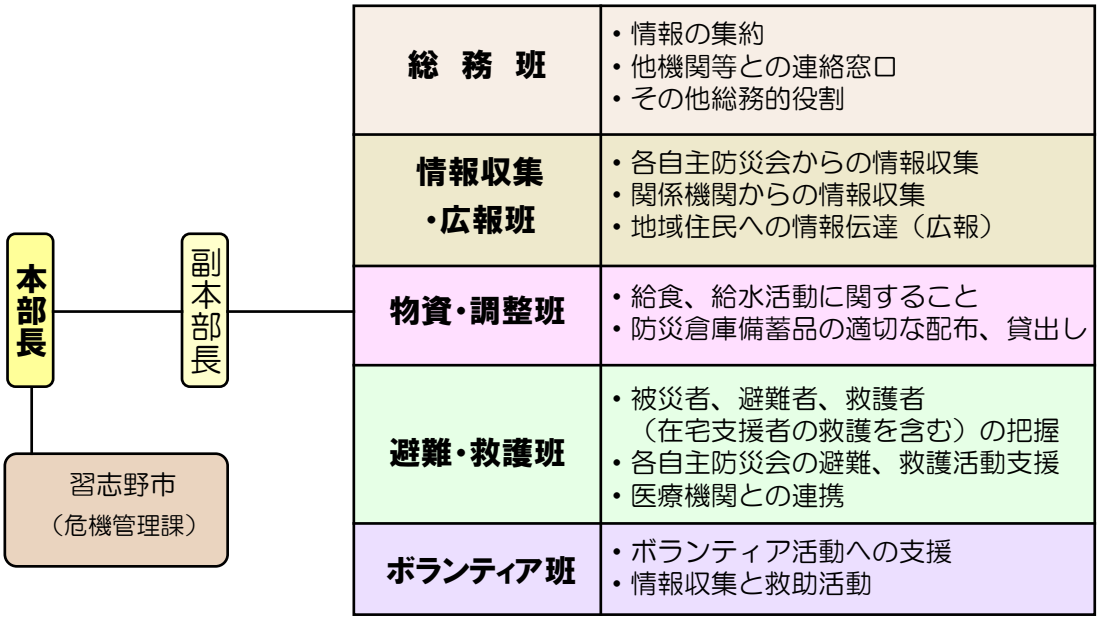

上図の組織図は組織の体系を示すものであり、有事における各班の担当はその場で必要に応じて分担するものとする。　又、各担当班員数は必要に応じて増減するものとする。

6. 各班の活動内容

・災害対策本部は必要に応じて各班に作業を分担する。
・各班は班長と副班長（班長補助）を定める。
・定められた各班の担当内容を以下の通りである。

a　総務班

・市対策本部との連絡調整
・ボランティア団体他機関等との連絡窓口
・各班の活動状況の把握、調整
・応援要員等の調整
・避難所記録の作成
・各種情報の集約
・会計
・進行状況の記録
・その他

b　情報収集・広報班

1.各町会・管理組合からの被災情報、住民の要望を把握し、行政等へ連絡する。
・被災者、避難者、救護者（在宅支援者の救護を含む）、避難状況の把握
・人員確認・負傷等状況の確認
・利用可能な情報機器、情報伝達ルートの確認
・情報入手体制の構築
・地域の被害情報の収集
・避難勧告などの情報収集
・地域の危険箇所の情報把握。自主防災会責任者への報告
・各自主防災会からの情報収集
・地域住民への情報伝達（広報）
2.行政その他からのボランティア参加等の情報を各町会・管理組合へ伝達・提供する。
・関係機関からの情報収集

c　物資・調整班

・食料・水・食器その他必要資材の調達
・救護物資等の受入・仕分け・集積・保管・貸出し
毛布などの受け入れ場所、配分場所の確保
配分方法の明確化、配分協力

d　避難・救護班

・秋津地区全体の安否、被災者、避難者、救護者数を把握し、情報収集広報班に伝える。
・避難者名簿を作成する。
・各自主防災会への避難･救護活動を支援する。
・傷病者の搬送支援
・負傷者の応急手当
医療機関との連絡・連携
・防寒具の配布

・食料、水、食器その他の配布
　食料品・水の衛生管理・配分場所の確保
・救護物資の仕分け、配布
・炊き出し・配布
　炊き出し場所の確保
　炊き出し時刻などの明確化、配分
・避難所での環境整備・保持
　避難所での敷物・間仕切り、段差の解消などの設営
　災害トイレ等の設営、整備・清掃、管理
・避難所の警備
・避難民への相談・苦情処理

e　ボランティア班

・ボランティアの登録、名簿の作成
・ボランティア活動への支援
・情報収集と救助活動
・県内被災地外ボランティアセンターからの問合せ対応
・被災者からニーズの把握、要望聞き取り
・地元ボランティアの受入
・ボランティアの組織化協力

f　地域ボランティア及び団体

・緊急時は災害対策本部の要請なしでも、直ちに上記、各班業務を代行できるものとする。
・但し、本部が立ち上がった時は本部と共に活動を行う。
・活動結果は記録に残こすと共に対策本部に報告する。

1．資物関係
・救護物資等の受入・仕分け・集積・保管・貸出し
・毛布などの受け入れ場所、配分場所の確保
・配分協力

2．救護関係
・避難所（体育館）の区割り
・避難住民の名簿作成
・負傷者の応急手当
・救護物資（毛布・防寒具）の仕分け、配布
・避難者のお世話
・傷病者の搬送支援
・災害トイレ等の設営、清掃

3.給食・給水
・非常食の炊き出し、配布
・食料、水、食器その他の配布

4.その他要請が求められた内容

自主防災会、秋津地区自主防災会、災害ボランティアの役割分担

町会・管理組合の自主防災会	秋津地区自主防災会	災害ボランティア
【平時の活動】 ・住民に防災に関する知識を啓蒙 ・災害予防に心掛け、町会員への防災訓練を実施する。 ・平時における防災活動を企画推進 ・町会・管理組合の防災備品を整備し、管理する。 	**【平時の活動】** **1. 総務** ・各自主防災会間の協力体制構築 ・災害発生時の指揮系統整備 ・防災計画、災害時活動計画の策定 ・行政や地域団体、福祉施設、学校、地元企業などとの調整や支援協定の締結 ・総合防災訓練計画の策定、実施 **2. 避難・救護** ・避難所ー秋津小学校と協議し、学校、町会管理組合間で避難所協定を締結 （避難場所の区分け、生活方法、物資調達方法と分配方法　等） **3. 物資** ・救護物資等の調達・配分計画の作成 ・共同備蓄対象品目の検討、備蓄方法、体制の検討 ・地区内企業へ食料確保の依頼を検討 ・防災資機材の点検･整備	**【平時の活動】** ・参加者の呼びかけ、登録 ・秋津地区自主防災会との協力体制を協議
【有事の活動】 **1. 避難誘導活動** ・火災発生場所から居住者を避難させる。 ・住民(弱者)を避難場所に誘導する。 **2. 消火活動** ・町会員が協力して初期消火に努める。 ・災害発生時の火災防止に努める。 **3. 救護活動** ・町会の負傷者を救出･救護する。 ・傷病者を把握し、災害対策本部・医療機関へ連絡する。 ・負傷者の応急手当を行う。 ・負傷者を医療機関に搬送する。 **4. 情報伝達** ・町会内の被災状況、情報を把握し、地区対策本部に報告する。 ・住民の要望を整理し、地区対策本部へ伝達する。 ・生活情報を避難者に伝達する。 ・関係機関からの情報を収集し、記録する。 ・町会住民に情報を伝達する。 **5. 給食給水** ・備蓄食料を町会員に配分する。 ・（炊き出しし、町会員に配分する。） 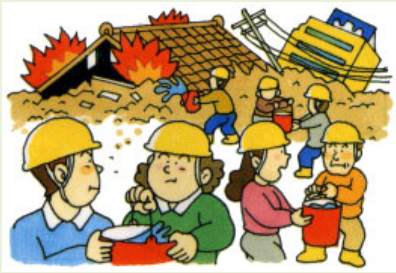	**【有事の活動 ： 災害対策本部の立ち上げ】** **1. 避難所の開設** ・食料・水・食器その他必要資材の調達 ・緊急物資と防災倉庫内の災害備品を町会・管理組合に配布・貸出し ・避難者名簿作成 ・避難所の環境整備･保持 ・ボランティアの登録、名簿の作成 **2. 情報伝達･収集** ・秋津地区全体の安否、被災者、避難者、救護者数、要望等を把握し、行政等へ連絡 ・行政その他からのボランティア参加等の情報を各町会・管理組合へ伝達・提供 **3. 救護** ・給食･給水活動、食料等の配布 ・炊き出し・配布 ・救護物資の仕分け、配布 ・負傷者の応急手当 ・傷病者の搬送支援 ・災害トイレ設営、整備、清掃 ・医療機関との連絡・連携	**【有事の活動】** 災害対策本部の指示を受けての活動協力が基本であるが、緊急時は災害対策本部の要請なしでも、直ちに、以下の業務を代行できる。業務結果は記録に残こすと共に本部に報告する。 **1.物資関係** ・救護物資等の受入・仕分け・集積・保管・貸出し ・毛布などの受け入れ場所、配分場所の確保 ・配分協力 **2.救護関係** ・避難所（体育館）の区割り ・避難住民の名簿作成 ・負傷者の応急手当 ・救護物資（毛布・防寒具）の仕分け、配布 ・避難者のお世話 ・傷病者の搬送支援 ・災害トイレ等の設営、清掃 **3.給食・給水** ・非常食の炊き出し、配布 ・食料、水、食器その他の配布

秋津地区自主防災会　平時の活動

・日頃より住民の防災意識を高めることに努める。
・各自主防災会相互の情報交換、横の連絡を保つ。
・学習会や講演会の開催、チラシの作成、合同防災訓練など、各防災会ではできない場合や非効率な場合もあるので、秋津地区自主防災会で開催・作成することにより防災活動の効率化、レベルの均一化を図る。
・平時は各自主防災会が下記の業務を分担する。

a　総務　関連

1．防災計画、災害時活動計画の策定

・防災計画、災害時活動計画の策定と計画に沿った活動の索引、統括
・防災知識の普及・意識高揚の持続

2．運営確認・調整

・行政や地域の団体、福祉施設、学校、地元企業などとの調整や支援協定の締結

3．自主防災組織連絡協議会、防災会議の開催

・各自主防災会-、行政、地元施設、企業などと地域防災活動を協議・調整

4．総合防災訓練計画の策定、実施

・総合防災訓練計画の企画・策定及び訓練活動の索引、統括
・防災訓練の評価、改善点の確認

b　情報収集・広報　関連

1．防災知識の普及、意識の高揚・持続
2．各種情報の把握
・災害情報の共有化方法の検討、普及
・災害時広報のあり方確認（パニック防止広報の方法など）
3．各種台帳の点検・整備
・自主防災組織台帳‥自主防災会メンバーリスト
・世帯台帳
・人材台帳‥‥災害時に応急救助に活用できる資格･技能を持った人材リスト
・災害時要援護者台帳‥支援を必要とする人リスト

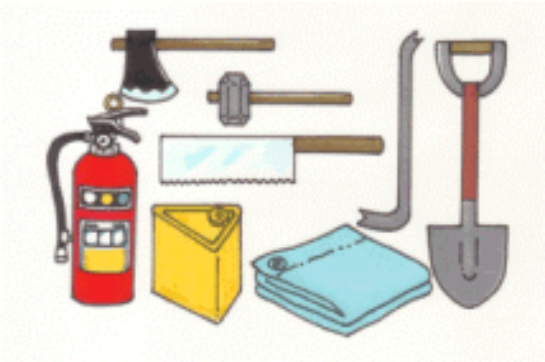

c　物資・調整　関連

1．救護物資等の調達・配分計画の作成
・必要物資（内容、量）の想定
・配分方法の検討
・炊き出し体制、炊き出し場所の検討
2．共同備蓄
・共同備蓄対象品目の検討、備蓄方法、体制の検討
・備蓄品の入手・管理体制の検討
3．防災資機材の点検・整備
4．物資調達のための事前協議

d　避難・救護　関連

・避難経路の明確化
・避難経路上の危険箇所などの把握（例：橋、擁壁、陸橋　等）
・避難時注意事項の徹底（不要な荷物を持たないなど）
・高齢者の避難誘導計画　立案
・児童の避難誘導計画　立案

e　ボランティア　関連

・平時はボランティア及び団体との協力体制を構築する。

発行　秋津地区自主防災会

緊急時の連絡先

習志野市役所	451-1151(代) 危機管理課	鷺沼 1-1-1	千葉県済生会習志野病院	473-1281	泉町 1-1-1
			津田沼第一病院	454-1511	津田沼 5-5-25
消防本部中央消防署	4512-1212	鷺沼 2-1-43	津田沼中央病院	476-5111	谷津 1-9-17
南消防署	451-1101	秋津 3-7-1	谷津保険病院	451-6000	谷津 4-6-16
習志野警察署	474-0110	鷺沼台 2-4-1	秋津小学校	451-8131	秋津 3-1-1
秋津交番	452-7200	秋津 3-6	社会福祉協議会	452-4161	秋津 3-4-1
習志野市企業局	475-3321	藤崎 1-1-13	ﾎﾞﾗﾝﾃｨｱ市民活動ｾﾝﾀｰ	451-7899	秋津 3-4-1
ＪＲ新習志野駅	452-1384	茜浜 2-1-1	ＮＴＴ116 センター	0120-878-116	

秋津コミュニティの鍵保管者

２０１２年１２月現在

橋村　清隆	451-8490	秋津 1-1-2-304	関　智磨子	451-7976	秋津 2-4-2-501
立場　明彦	451-8922	秋津 3-3-10-4	車　育子	453-2158	秋津 2-3-7-104
松尾　千代子	451-0576	秋津 2-3-6-506	桑名　英一	453-0534	秋津 3-2-5-7
一戸　恵美	454-2095	秋津 2-3-2-106	佐竹　正実	453-7620	秋津 1-3-6-101
宇田川　安司	451-9891	秋津 1-4-8-107	嶋村　清一	451-1551	秋津 3-2-3-2
鮎川　由美	090-6791-4762	秋津 2-3-3-104	桐生　庸介	080-5476-0199	秋津 1-2-5-403

【被災地との連絡方法】

NTT災害伝言ダイヤルのかけ方

■　伝言の録音方法　　（30 秒以内　・　伝言数：１０伝言まで）

171 ⇒ 1 ⇒ ※市外局番から電話番号 ⇒ 伝言を録音する

※　被災地の方は自宅電話番号を、被災地以外の方は被災地の電話番号を

■　伝言の再生方法

171 ⇒ 2 ⇒ ※市外局番から電話番号 ⇒ 伝言が再生される

※　被災地の方は自宅電話番号を、被災地以外の方は被災地の電話番号を